

交渉情報	NO.55	日本郵便信越支社 ゆうちょ銀行信越エリア本部 かんぽ生命信越エリア本部
JP労組信越地方本部	2021年11月17日	添付資料:30枚

2022年3月期第2四半期（中間期）決算に係る意思疎通等について

日本郵政グループ3社（支社・エリア本部）は、本日（11月17日）「2022年3月期第2四半期（中間期）決算に係る意思疎通等について」について地方本部に説明してきました。

2022年3月期第2四半期（中間期）決算は中央総合情報第99号で周知の通りですが、職場労使の扱いについては地方整理をはかることとされています。

1 意思疎通方法

【日本郵便】

- (1) 支部事業推進委員会は11月17日（水）以降、12月10日（金）までに日本郵便株式会社の2022年3月期第2四半期（中間期）決算について、別紙1により意思疎通を行うこととする。
- (2) 留意点として、第3四半期の「支部事業推進委員会」を今後開催することとしている場合には、それに代えて開催するとして差し支えないものとする。
- (3) 他のグループとの窓口担当者委員間の調整の結果、合同開催が可能であれば各社合同により開催して差し支えないこととする。

【ゆうちょ銀行・かんぽ生命】

ゆうちょ銀行・かんぽ生命においても、支部事業推進委員会を開催し説明を行うこととしています。なお、各社ごとの窓口担当委員間の調整の結果、合同開催が可能であれば各社合同により開催して差し支えないこととする。

2. 社員周知

【日本郵便】

- (1) 社員周知への周知については、別紙2を使用し、ミーティング等で丁寧に説明の上、掲示板に掲出し、12月10日（金）までに周知する。
- (2) 労使間における意思疎通は、社員周知と同時並行で実施して差し支えないこととする。

【ゆうちょ銀行】

本社からの指示があり次第、社員説明が行われることとなります。その際、労使間における意思疎通と社員周知が同時並行でも差し支えないこととする。

【かんぽ生命】

社員周知については、本日以降、準備でき次第、別紙3を使用し、12月10日（金）までに周知する。なお、労使間の意思疎通は、社員周知と同時並行で実施して差し支えないこととする。